

第1章 計画の概要

1 計画作成の背景と目的

近年、人口減少や少子高齢化の急速な進展、気候変動の影響による自然災害の頻発・激甚化、コロナ禍を契機とした「新しい日常」に対応した生活様式や働き方の転換の要請など、社会経済情勢が大きく変化しています。

これに伴い、住宅政策も、単に良質な住宅を供給するというにとどまらず、住宅確保要配慮者¹の住まいの確保や入居支援、増加する空き家への対応、脱炭素社会に向けた取組、住宅の耐震性の確保等、様々な課題への対応が求められています。

米子市の住宅政策を取り巻く諸課題に対応するよう住宅政策を総合的に進め、市民の住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的として「米子市住生活基本計画」を定めます。

¹ 低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育している者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者をいう

2 計画の位置付け

本計画は、住宅政策を総合的に推進するために、取り組むべき対策の基本的方針を整理するとともに、具体的施策を明らかにするものです。

住生活基本法では、政府が全国計画を策定することが義務付けられているほか、都道府県計画についても「全国計画に即して策定する」とされています。一方、市町村計画については法律に明記されておらず、策定は任意となっています。ただし、「国及び地方団体は、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされており、市町村の地域特性に応じた住宅政策を展開するために、本計画を策定するものです。

本計画は、「住生活基本計画（全国計画）」や「鳥取県持続可能な住生活環境基本計画（鳥取県住生活基本計画）」を踏まえ、「米子市まちづくりビジョン」に即しつつ、「米子市都市計画マスタープラン」、「米子市立地適正化計画」、「米子市環境基本計画」、「米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画」など、関連する本市計画と相互に連携していくものとしします。

なお、住宅関連計画のうち、「米子市マンション管理適正化推進計画」については、本計画が兼ねることとします。

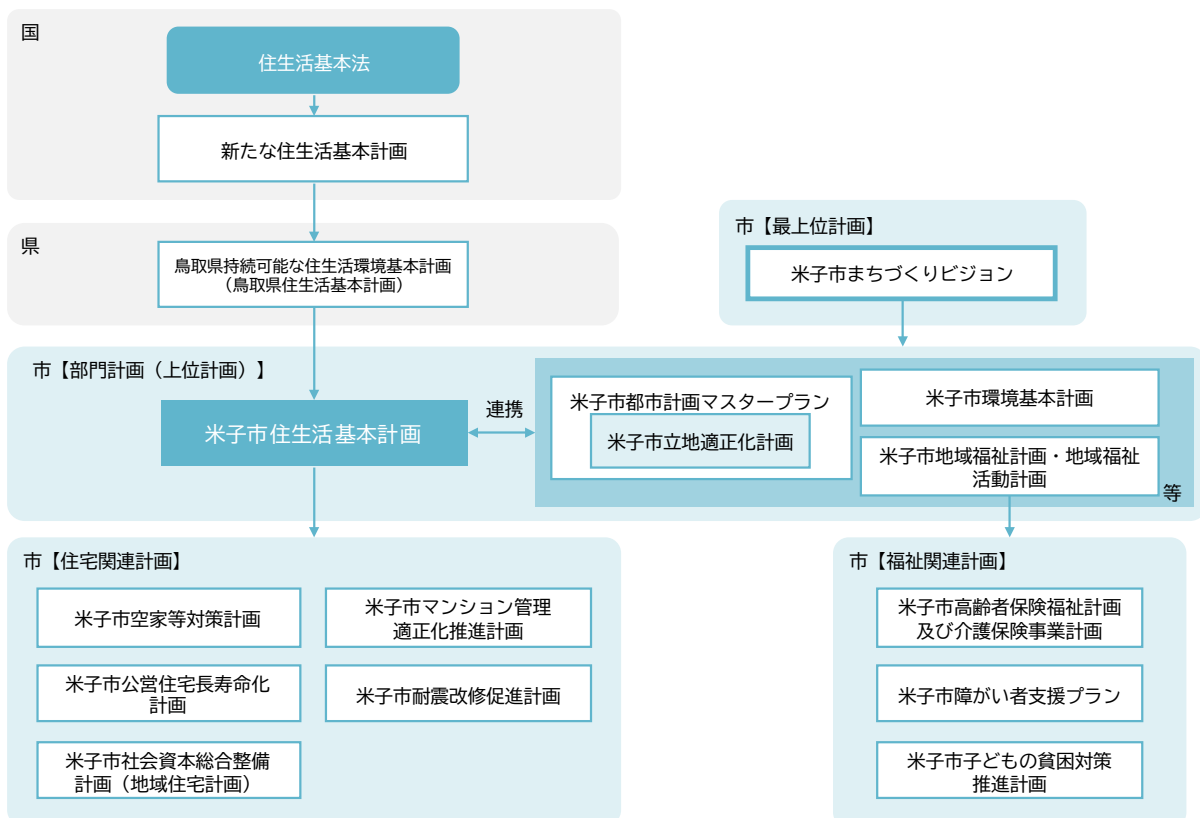


図1 計画の位置付け

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和10年度の5年間とします。

なお、本計画は、適切な進行管理を行うとともに、本計画に基づく施策の効果や社会情勢の変化を踏まえ、必要な見直しを図るものとします。

4 対象とする地区

本計画の対象地区は、市内全域とします。